

(供述調書等継続用紙)

分析結果報告書
(安全保障貿易管理関連貨物・技術リミット及び関係法令集)
平成 29 年 12 月 26 日
警視庁公安部外事第一課長
司法警察員警視 [REDACTED] 殿
警視庁公安部外事第一課
司法警察員巡查 [REDACTED]
被疑会社大川原化工機株式会社らに対する外国為替及び外国貿易法違反（無許可輸出）被疑事件につき、本件対象貨物の規制要件の中で、用語「滅菌」、「殺菌」が用いられているところ、他の規制貨物を含め同用語を規制要件として用いられてきた法令改正の変遷について分析した結果は、次のとおりであるから報告する。
記
1 目的
本件適用法令において、用語「滅菌」、「殺菌」が貨物の規制要件に用いられてきた法令改正の変遷を明らかにするため。
2 適用法令等
(1) 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号）
(2) 輸出貿易管理令（昭和 24 年 12 月 1 日政令第 378 号）
(3) 輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成 3 年 10 月 14 日通商産業省令第 49 号）
(4) 輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項第 62 第 11 号・62 貿易局第 322 号 昭和 62 年 11 月 6 日貿易局）

警 視 庁

3 分析資料

本件適用法令である、輸出貿易管理令別表第 1 の 3 の 2 項が施行になった、平成 5 年 7 月 16 日から現在までの間、日本機械輸出組合(※)が発行した、

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集 (以下、「法令集」という。)

※ 日本機械輸出組合

輸出秩序を確立し、また、組合員の共通の利益を増進する事案を行い、機械輸出貿易の健全な発展を図るために 1952 年に通商産業大臣 (現在 : 経済産業大臣) の認可によって設立された非営利団体で、公益法人的な性格を持つ。

4 分析結果

上記分析資料により、本件適用法令で規定される「滅菌」又は「殺菌」の用語について確認した結果、下記のとおり改正があったことが判明した。

(1) 平成 5 年 8 月に発行された、

法令集 (改訂版) ー生物兵器・ミサイル関連等ー (追補版)

を確認した結果、

① 貨物等省令第 2 条の 2 が新たに加えられ、第 2 項に

第二号 密閉式の発酵槽であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ 省略 (以下、「滅菌」、「殺菌」の用語を含まない規定は省略する。)

ロ 省略

警 視 庁

ハ 定置し、かつ、閉じた状態で内部の滅菌をすることがで
きるもの
第三号 連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべて
に該当するもの
イ 省略
ロ 省略
ハ 省略
ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をす
ることができるもの
第四号 クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当
するもの
イ 省略
ロ 定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの
第五号 凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの
イ 省略
ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
と、「滅菌」という用語がそれぞれの規定に新たに用いられたこと、
② 輸出入貿易管理令の運用について（以下、「運用通達」という。）に
基づく「輸出入令別表第1中解釈を要する語」3の2項欄には「滅菌」
という用語の解釈は掲載がないこと
が、それぞれ判明した。
(資料1参照)
(2) 平成8年12月に発行された、
法令集（改訂第4版）

(供述調書等継続用紙)

を確認した結果、輸出令で規制する「発酵槽」については貨物等省令第2
条の2第2項第二号が、
密閉式の発酵槽であって、容量が100リットル以上のもの
と改正され、「滅菌」という用語を含む他の規定は削除されたことが判
明した。 (資料2参照)
(3) 平成16年3月に発行された、
法令集(改訂第10版)
を確認した結果、
① 輸出令別表第1の3の2の項(2)4 クロスフローろ過用の装置又
はその部分品
と改正され、「又はその部分品」という用語が、
② 貨物等省令第2条の2第2項
第四号 クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当
するもの(ただし、逆浸透膜を用いたものを除く。)
イ 省略
ロ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる
もの
第四号の二 省略
と改正され、「又は殺菌」という用語が、
③ 運用通達の「輸出令別表第1中解釈を要する語」3の2項欄に、
滅菌又は殺菌をすることができるもの
の解釈として、
物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用

警 視 庁



(供述調書等継続用紙)

により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは
当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することがで
きるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための
洗浄処理のみができるものは含まない。
と、「滅菌又は殺菌」という用語に対する解釈が、
それぞれ追加になったことが判明した。(資料3参照)
(4) 平成25年11月に発行された、
法令集(改訂第19版)
を確認した結果、
① 輸出令別表第1の3の2の項(2)5の2 噴霧乾燥器
② 貨物等省令第2条の2第2項
第四号 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当
するもの(逆浸透膜を用いたものを除く。)
イ 省略
ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの
(一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることがで
きるもの
(二) 省略
第四号の二 省略
第五号の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当
するもの
イ 省略
ロ 省略

警 視 庁

(供述調書等継続用紙)

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる
もの
等と、本件輸出貨物である「噴霧乾燥器」が規制対象に加わり、
③ 運用通達の「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」3 の 2 項欄、「滅
菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については変更がないこ
と
が判明した。 (資料 4 参照)
(5) 平成 27 年 10 月に発行された、
法令集 (改訂第 21 版)
を確認した結果、
① 貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第二号が、
発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれか
に該当するもの
(一) 容量が 20 リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置し
た状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
(二) (一)に該当する発酵槽に用いることができるように設計され
た培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌がで
きるもの
(三) 省略
ロ 省略 (以下、(一) から (三) も省略とする。)
と改正され、「滅菌又は殺菌」という用語を含む規定が加わり、
② 運用通達の「輸出令別表第 1 中解釈を要する語」3 の 2 項欄、「滅

警 視 庁

菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈については変更がないこ
と
が判明した。(資料 5 参照)
4 措置
上記分析の結果を明らかにするため、
(1) 平成 29 年 12 月 26 日付け、本職作成にかかる、「滅菌又は殺菌に関
する改正履歴一覧表」1 枚
(2) 平成 29 年 12 月 21 日付け、当課司法警察員警部補夫馬正浩作成にか
かる「資料入手結果報告書（貨物・技術リスト及び関係法令集）」に添
付された資料のうち、関係する部分を本職が複写したもの 11 枚
(資料 1、資料 3)
(3) 平成 29 年 12 月 25 日付け、本職作成にかかる「資料入手報告書（安
全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集）」に添付された
資料のうち、関係する部分を本職が複写したもの 6 枚 (資料 2)
(4) 当課に備え付けの「安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係
法令集」のうち、関係する部分を本職が複写したもの 23 枚
(資料 4、資料 5)
を、本報告書末尾に添付することとした。

警 視 庁

輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2

平成29年12月26日作成
警視庁公安部外亭第一課
司法警察員 巡查

成
亭一課

第 1 卷

資料 1

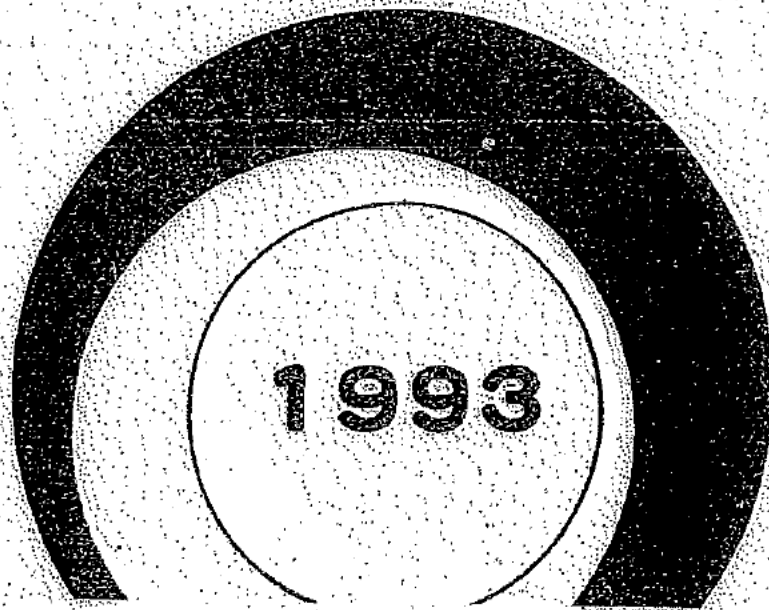
安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト

及び

関係法令集(改訂版)

—生物兵器・ミサイル関連等—

〈追補版〉



持出厳禁

平成5年8月

監修 通商産業省貿易局
輸出課・安全保障貿易管理課



〔安全保障貿易管理関連貨物リスト〕

〔新 規〕

〔3の2項〕

項 番 法規	項 目
3の2. 「輸出令」	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる微生物、毒素又は遺伝子であつて、通商産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発又は製造に用いられる装置であるもののうち通商産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置 5 凍結乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置
「省令」 第2条の2	輸出令別表第1の3の2の項(1)の通商産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 ウイルス(生ワクチンの成分であるものを除く。)であつて、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、テッセン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ホワイボックスウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、リフトバレー熱ウイルス又はリンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス 二 細菌(生ワクチンの成分であるものを除く。)であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、Q熱リケッチア、牛肺疫菌、コレラ菌、蜃腺熱リケッチア、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、発疹チフスリケッチア、鼻痘菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兎病菌、類鼻痘菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア 三 毒素であつて、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、サキシトキシン、赤痢菌毒素、テトロドトキシン、ペロ毒素、ボツリヌス毒素、ミクロシスチン又はリシン 四 第一号若しくは第二号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を

[3の2項]

「省令」

発現させるもの若しくは前号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子又はこれを有する微生物（第一号又は第二号に該当するものを除く。）

2 輸出令別表第1の3の2の項（2）の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置

ロ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

二 密閉式の発酵槽であって、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ 容量が300リットル以上のもの

ロ 二重以上のメカニカルシールで軸封をしているもの

ハ 定置し、かつ、閉じた状態で内部の滅菌をすることができるもの

三 連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの

ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ 二重以上のメカニカルシールで軸封をしているもの

ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四 クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 有効ろ過面積の合計が5平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの

五 凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 24時間につき50キログラム超 1,000キログラム未満の水を作る能力を有するもの

ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であって、換気用の装置を有する衣服であるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの

七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの

3の2
〈解釈〉

原料として
用いられる
微生物、毒
素又は遺伝
子

原料として用いることができる微生物、毒素又は遺伝子をいう。

生ワクチン

医療用のワクチンを含む。

リシン

トウモロコシ（ヒマ）の種子に含まれる植物性毒素タンパク質をいう。

<解釈>

病原性を発現させるものの	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
前号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	前号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
これを有する微生物	貨物等省令第2条の2第1項第4号に該当する遺伝子を有するよう遺伝子操作を行うことによって得られた微生物をいう。
開発又は製造に用いられる装置	開発又は製造に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置	クラスーⅢ安全キャビネットを含む。
発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式のものを含む。
遠心分離機	デカンターを含む。
流量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
24時間につき50キログラム超1,000キログラム未満の水を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。

[8の2項]

〈解釈〉	換気用の装置	次のいずれかに該当する方式のものを含む。 イ エアライン方式 ロ 自給方式	
	全 地 域	少額特例なし	本省：甲、乙



資料 2

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト

及び

関係法令集

(改訂第4版)



平成8年12月

監修 通商産業省貿易局
輸出課・安全保障貿易管理課

項番 法規	項 目
3の2 「輸出令」	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる微生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、通商産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発又は製造に用いられる装置であるもののうち通商産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置 5 凍結乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置
「省令」 第2条の2	輸出令別表第1の3の2の項(1)の通商産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ホワイトボックスウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、リフトバレー熱ウイルス又はリンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス 二 細菌(ワクチンを除く。)であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、Q熱リケッチア、牛肺疫菌、コレラ菌、蜇蟻熱リケッチア、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兔病菌、類鼻疽菌又はロッキー山紅斑熱リケッチア 三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、サキシトキシン、赤痢菌毒素、テトロドトキシン、ペロ毒素、ボツリヌス毒素、ミクロシスチン又はリシン 四 前号に該当するもののサブユニット

「省令」
第2条の2

五 細菌又は菌類であって、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス、ザントモナス・アルピリネアンス、ザントモナス・キャンペストリス・パソパー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、ブクシニア・グラミニス、ブクシニア・ストリイフォルミス又はミクロシクルス・ウレイ

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの若しくは第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子又はこれを有する微生物（第一号、第二号又は前号に該当するものを除く。）

2 輸出令別表第1の3の2の項（2）の通商産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置

ロ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

二 密閉式の発酵槽であって、容量が100リットル以上のもの

三 連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの

ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ 二重以上のメカニカルシールで軸封をしているもの

ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四 クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 有効ろ過面積の合計が5平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの

五 凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの

イ 24時間につき50キログラム超1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの

ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であって、換気用の装置を有する衣服であるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの

七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの

3の2
〈解釈〉

原料として
用いられる
微生物、毒
素又は遺伝

原料として用いることができる微生物、毒素又は遺伝子をいう。

[3の2項]

〈解釈〉

子	
生ワクチン	医療用のワクチンを含む。
リ シ ン	トウゴマ（ヒマ）の種子に含まれる植物性毒素タンパク質をいう。
コクリオボ ールス・ミ ヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Cochliobolus miyabeanus</i> をいう。
コレトトリ クム・コフ ェアヌム・ バラエティ ー・ピルラ ンス	コーヒー炭そ病の病原菌 <i>Colletotrichum coffeanum</i> var. <i>virulans</i> をいう。
ザントモナ ス・アルピ リネアシス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。
ザントモナ ス・キャン ベストリス ・パソパー ・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>citri</i> をいう。
ピリキュラ リア・オリ ゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Pyricularia oryzae</i> をいう。
ピリキュラ リア・グリ セア	トウモロコシいもち病の病原菌 <i>Pyricularia grisea</i> をいう。
ブクシニア ・グラミニ ス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
ブクシニア ・ストリイ フォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
マイクロシク ルス・ウレ イ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。
病原性を発 現させるも の	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
第三号若し くは第四号	第三号若しくは第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

該当するものを産生させる核酸の塩基配列	
これを有する微生物	貨物等省令第2条の2第1項第6号に該当する遺伝子を有するようにより遺伝子操作を行うことによって得られた微生物をいう。
開発又は製造に用いられる装置	開発又は製造に用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。
物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置	クラスーⅢ安全キャビネットを含む。
発 酵 槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式のものを含む。
遠心分離機	デカンターを含む。
流 量	遠心分離機の流入口での流量をいう。
クロスフロー過	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れる過方法をいう。
24時間につき50キログラム超1,000キログラム未満の氷を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。
換気用の装置	次のいずれかに該当する方式のものを含む。

[3の2項]

＜解釈＞		イ エアライン方式 ロ 自給方式	
	粒子状物質 の吸入の試 験用の装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体へ の影響を観察するための装置をいう。	
事 項	規制対象地域	少額特例	事 務 取 扱 区 分
内 容	(1項許可) 全 地 域	な し	本省 安保課：に地域 通産局：は地域

33

資料 3

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト

及び

関係法令集

〔改訂第10版〕



持出厳禁

平成16年3月

監修 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課・安全保障貿易審査課



項番 法規	項 目
3の2 「輸出令」	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発若しくは製造に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のも の 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置
「省令」 第2条の2	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、テッシエン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータンダウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ホワイトボックスウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、リフトバレー熱ウイルス又はリンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス 二 細菌(ワクチンを除く。)であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、Q熱リケッチア、牛肺疫菌、コレラ菌、蜚蠊熱リケッチア、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兔病菌、類鼻疽菌又はロッキーマウンテン熱リケッチア 三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ペロ毒素、ボツリヌス毒



「省令」
第2条の2

素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四 前号又は前条第1項第二号イ若しくはロに該当するもののサブユニット

五 細菌又は菌類であつて、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリグム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・キャンペストリス・パソパー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、ブクシニア・グラミニス、ブクシニア・ストリイフォルミス又はミクロシクルス・ウレイ

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは前条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有するよう遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2 輸出令別表第1の3の2の項（2）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置

ロ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

二 密閉式の発酵槽であつて、容量が20リットル以上のもの

三 連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの

ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（ただし、逆浸透膜を用いたものを除く。）

イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

四の二 前号に掲げるものに使用するよう設計した部分品であつて、有効ろ過面積が0.2平方メートル以上のもの

五 凍結乾燥器であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの

ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であつて、エ

「省令」 第2条の2	アライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの 七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの	
3の2 (解釈)	原料として用いられる生物、毒素又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素又は遺伝子をいう。
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。
	コクリオボールス・ミヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Cochliobolus miyabeanus</i> をいう。
	コレトトリクム・コフエアヌム・バラエティー・ビルランス	コーヒー炭そ病の病原菌 <i>Colletotrichum coffeanum</i> var. <i>virulans</i> をいう。
	ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。
	ザントモナス・キャンペストリス・パツパー・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>citri</i> をいう。
	ピリキュリア・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Pyricularia oryzae</i> をいう。
	ピリキュリア・グリセア	トウモロコシいもち病の病原菌 <i>Pyricularia grisea</i> をいう。
	プクシニア・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
	プクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
	ミクロシク	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。

〈解釈〉

ルス・ウレ
イ

病原性を発
現させるも
の

病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

第三号若し
くは前条第
1項第二号
イ若しくは
ロ若しくは
第四号に該
当するもの
を産生させ
る核酸の塩
基配列

第三号、貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

開発又は製
造に用いら
れる装置

開発又は製造に用いることができる装置をいう。

物理的封じ
込めに用い
られる装置

物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。

物理的封じ
込めのレベ
ルがP3又
はP4であ
る施設用の
装置

クラスーⅢ安全キャビネットを含む。

クラスーⅢ
安全キャビ
ネットの有
する物理的
封じ込めの
機能と同等
の機能を有
するアイソ
レータ

軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。

発 酵 槽

バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式のものを含む。

遠心分離機

デカンターを含む。

〈解釈〉	流 量	遠心分離機の流入口での流量をいう。	
	クロスフロー過	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法をいう。	
	滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。	
	24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の水を作る能力	水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	衣服	フードと一体のものをいう。	
事 項	粒子状物質の吸入の試験用の装置	実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するための装置をいう。	
	規制対象地域	少額特例	事務取扱区分
内 容	(1項許可)	な し	本省
	全 地 域		安保審査課：に地域 経済局：はの①地域

資料 4

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト

及び

関係法令集

〔改訂第19版〕



平成25年11月



項番 法規	項 目
3の2 「輸出令」	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5の2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品
「省令」 第2条の2	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 ウイルス(ワクチンを除く。)であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテン・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキュー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロボーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミアーコンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、チャバレウイルス、跳躍病ウイルス、テッセン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス(H5又はH7のH抗原を有するものに限る。)、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタウイルス、プタエンテロウイルス9型、フニウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュボウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサ熱ウイルス、ランピースキン病ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

「省令」
第2条の2

二 細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネンス菌、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケッチア、牛肺疫菌（小コロニ一型）、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、発疹チフスリケッチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルバムレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボソーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四 前号に該当するもののサブユニット

五 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、コキシジオイデス・イミチス、コキシジオイデス・ボサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリウム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノボディス・パソパー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、ブクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、ブクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリピネンシス、マグナボルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2 輸出令別表第1の3の2の項（2）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置

ロ クラスーⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

二 密閉式の発酵槽であって、容量が20リットル以上のもの

「省令」
第2条の2

- 三 連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの
 - イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの
 - ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの
 - ハ メカニカルシールで軸封をしているもの
 - ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
- 四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものを除く。）
 - イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの
 - ロ 次の（一）又は（二）に該当するもの
 - （一）定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
 - （二）使い捨ての部分品を使用するもの
- 四の二 前号に掲げるものに使用するように設計した部分品であつて、有効ろ過面積が0.2平方メートル以上のもの
- 五 凍結乾燥器であつて、次のイ及びロに該当するもの
 - イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの
 - ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
- 五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
 - イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
 - ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの
 - ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
- 六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であつて、エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの
- 七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であつて、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの
- 八 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計した噴霧器又は煙霧機であつて、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの
 - ロ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計したエアゾール発生装置のスプレーブーム又はノズルであつて、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの
 - ハ 初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置

「省令」 第2条の2	から2リットル毎分超の割合で散布できる装置に使用するように設計したエアゾール発生装置	
3の2 (解釈)	原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。
	アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス	Andean potato latent virusをいう。
	テュクロウウイルス	Choclo virusをいう。
	ポテト・スピンドル・チュパー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。
	ルヨウイルス	Lujo virusをいう。
	牛肺疫菌 (小コロニー型)	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony) をいう。
	山羊伝染性胸膜肺炎菌 F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38) をいう。
	ウェルシュ菌	イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株であって、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたものは含まない。
	コノトキシン	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製

(解 釈)		剤 ロ 発送するために事前に 包装された臨床用の薬剤 又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受 けた臨床用の薬剤又は試 薬
ベロ毒素及 び志賀毒素 様リボゾー ム不活化蛋 白質	Verotoxin and shiga-like ribosome inactivating proteinsを いう。	
ボツリヌス 毒素		次の全てに該当するものを除 く。 イ 医師による権限の下で 、試験及び人に対する投 与のために設計された製 剤 ロ 発送するために事前に 包装された臨床用の薬剤 又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受 けた臨床用の薬剤又は試 薬
クラビバク ター・ミシ ガネンシス 亜種セペド ニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌 <i>Clavibacter michiganensis</i> <i>subsp. sepedonicus</i> をいう。	
コクシジオ イデス・イ ミチス	<i>Coccidioides immitis</i> をいう。	
コクシジオ イデス・ポ サダシ	<i>Coccidioides posadasii</i> をいう。	
コクリオボ ールス・ミ ヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Cochliobolus miyabeanus</i> をいう。	
コレトトリ タム・カー	コーヒー炭疽病の病原菌 <i>Colletotrichum kahawae</i> をいう。	

〈解釈〉

ハワイ ザントモナス・アクソ ノボデイス ・パソパー ・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas axonopodis</i> pv. <i>citri</i> をいう。
ザントモナス・アルビ リネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。
ザントモナス・オリゼ ・パソパー ・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌 <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzae</i> をいう。
シンキトリ ウム・エン ドビオチグ ム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌 <i>Synchytrium endobioticum</i> をいう。
スクレロフ トラ・ライ シアエ・バ ラエティー ・ゼアエ	<i>Sclerophthorarayssiae</i> var. <i>zeae</i> をいう。
セカフォラ ・ソラニ	じゃがいも smut 病の病原菌 <i>Thecaphora solani</i> をいう。
チレチア・ インディカ	カルナール黒穂病の病原菌 <i>Tilletia indica</i> をいう。
ブクシニア ・グラミニ ス種グラミ ニス・バラ エティー・ グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
ブクシニア ・ストリイ フォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
ペロノスク レロスポラ ・フィリピ ネンシス	サトウキビべと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> をいう。
マグナボル	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> をいう。

〈 解 釈 〉	テ・オリゼ ミクロシク ルス・ウレ イ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌Microcyclus uleiをいう。
	ラルストニ ア・ソラナ セアルム・ レース 3 及 び次亜種 2	青枯病の病原菌Ralstonia solanacearum, races 3, biovar 2を いう。
	核酸の塩基 配列	次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基 配列をいう。 イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産 物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるも の ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はそ の他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加 える能力を高めるもの
	病原性を発 現させるも の	病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
	第三号若し くは第四号 に該当する ものを産生 させる核酸 の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩 基配列をいう。
	遺 伝 子	遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一 部が化学的に合成されたものをいう。
		腸管出血性大腸菌（血清型 O157 又は他のペロ毒素産生株）の病 原性を発現させる核酸の塩基配 列であって、ペロ毒素又はその サブユニットの遺伝子情報を持 たない核酸の塩基配列を除く。
	遺伝子を改 変した生物	核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じ ない方法で改変された生物（これらが全部又は一部が人工的に生 成されたものを含む。）をいう。 腸管出血性大腸菌（血清型 O157 又は他のペロ毒素産生株）の病 原性を発現させる核酸の塩基配

(解釈)

列であって、ペロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。

開発、製造若しくは散布に用いられる装置

開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。

物理的封じ込めに用いられる装置

物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。

物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置

クラスーⅢ安全キャビネットを含む。

クラスーⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。

発 酵 槽

バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式のものを含む。

遠心分離機

デカンターを含む。

流 量

遠心分離機の流入口での流量をいう。

クロスフロー過用の装置

供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れるろ過方法を用いたものをいう。

次のいずれかに該当するものを除く。

イ 血液の浄化を行うために専用に設計したもの

ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたもの



〈解釈〉

- (一) 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの
- (二) 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの
- (三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの

滅菌又は殺菌をすることができるもの

物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。

当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。

使い捨ての部分品

一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。

貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品

次の全てに該当するものを除く。

- イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの
- ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの
- ハ 供給液の供給口がある側の方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある

〈解釈〉		側の方向が一直線上にない 過構造になっているもの
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力		水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。
水分蒸発量		1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。
最小の部分品の変更		噴霧ノズルの交換を含む。
平均粒子径		レーザー回折により測定したものをいう。
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置		物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。
衣服		フードと一体のものをいう。
粒子状物質の吸入の試験用の装置		実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するための装置をいう。
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品		伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。
粒 径		ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。
体積メディアン径		VMD (Volume Medium Diameter) をいう。
エアゾール発生装置		ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であつて、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。
事 項	規制対象地域	少 額 特 例
内 容	(1項許可) 全 地 域	な し



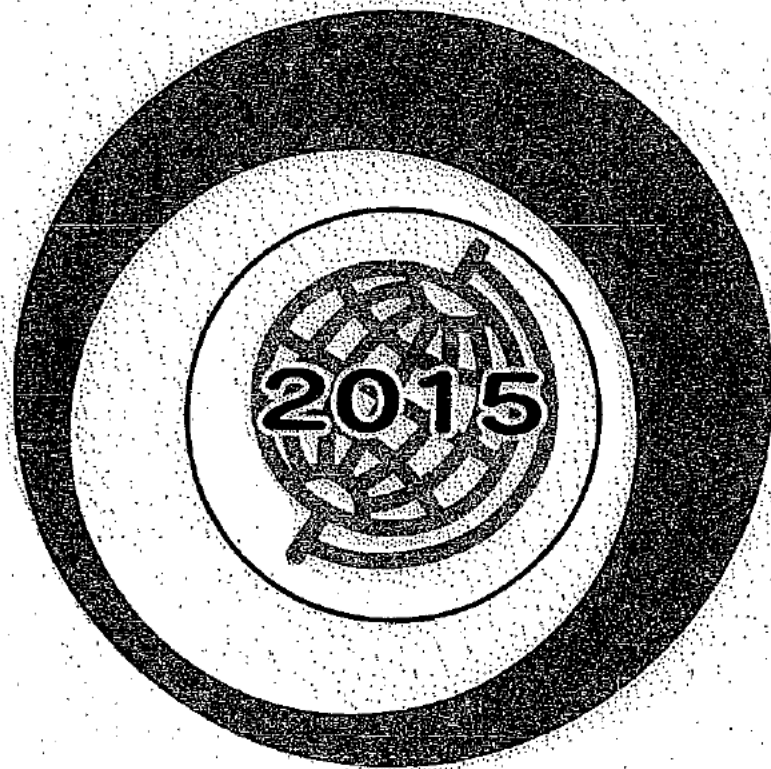
資料 5

安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト

及び

関係法令集

〔改訂第21版〕



平成27年10月



項 番 法規	項 目
3 の 2 「輸出令」	(1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの 1 物理的封じ込めに用いられる装置 2 発酵槽又はその部分品 3 遠心分離機 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品 5 凍結乾燥器 5 の 2 噴霧乾燥器 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品
「省令」 第2条の2	輸出令別表第1の3の2の項(1)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 ウイルス（ワクチンを除く。）であつて、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス、アンデアン・ポテト・ラテン・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロボーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノブレウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（ロシア春夏脳炎ウイルスに限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テッシェン病ウイルス、テュクロウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、トリインフルエンザウイルス（H5又はH7のH抗原を有するものに限る。）、豚コレラウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、ブタエンテロウイルス9型、フニンウイルス、ブルータンダウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス

「省令」
第2条の2

二 細菌（ワクチンを除く。）であって、アルゲンチネンス菌、ウェルシュ菌（イプシロン毒素産生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネッティイ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145及びO157）、発疹チフスリケッチア、バラチ菌、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌F38株、野兔病菌又は類鼻疽菌

三 毒素（免疫毒素を除く。）であって、アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素（アルファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイオタの毒素に限る。）、HT-2トキシン、黄色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、コノトキシン、コレラ毒素、志賀毒素、ジアセトキシシルベノール毒素、T-2トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ペロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン又はモデシン

四 前号に該当するもののサブユニット

五 細菌又は菌類であって、クラビバクター・ミシガネンシス亜種セペドニカス、コクシジオイデス・イミチス、コクシジオイデス・ボサダシ、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリウム・カーハワイ、ザントモナス・アクソノボディス・パソパー・シトリ、ザントモナス・アルビリネアンズ、ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ、シンキトリウム・エンドピオチウム、スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ、セカフォラ・ソラニ、チレチア・インディカ、プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス、ペロノスクレロスボラ・フィリピネンシス、マグナボルテ・オリゼ、ミクロシクルス・ウレイ又はラルストニア・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2

六 第一号、第二号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七 第一号、第二号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2 輸出令別表第1の3の2の項（2）の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 物理的封じ込めのレベルがP3又はP4である施設用の装置
 - ロ クラスーⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ

二 発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

「省令」
第2条の2

- イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (一) 容量が20リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
 - (二) (一) に該当する発酵槽に用いるように設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの
 - (三) (一) に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの
- ロ 使い捨て式の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
 - (一) 容量が20リットル以上の密閉式の発酵槽
 - (二) (一) に該当する発酵槽に用いるように設計された使い捨て培養容器の収容装置
 - (三) (一) に該当する発酵槽に用いるように設計された制御装置であつて、発酵装置を制御するための2以上のパラメーターを同時に監視及び制御をすることができるもの
- 三 連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの
 - イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの
 - ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの
 - ハ メカニカルシールで軸封をしているもの
 - ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
- 四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたものを除く。）
 - イ 有効ろ過面積の合計が1平方メートル以上のもの
 - ロ 次の(一)又は(二)に該当するもの
 - (一) 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
 - (二) 使い捨ての部分品を使用するもの
- 四の二 前号に掲げるものに使用するよう設計した部分品であつて、有効ろ過面積が0.2平方メートル以上のもの
- 五 凍結乾燥器であつて、次のイ及びロに該当するもの
 - イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの
 - ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
- 五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの
 - イ 水分蒸発量が1時間あたり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの
 - ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル

「省令」
第2条の2

- ル以下の製品を製造することが可能なもの
- ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの
- 六 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置であつて、エアライン方式の換気用の装置を有する全身の若しくは半身の衣服又はフードであるもののうち、その内部を陽圧に維持することができるもの
- 七 粒子状物質の吸入の試験用の装置であつて、吸入室の容積が1立方メートル以上のもの
- 八 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計した噴霧器又は煙霧機であつて、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの
- ロ 航空機、飛行船、気球又は無人航空機に搭載するように設計したエアゾール発生装置のスプレーブーム又はノズルであつて、初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できるもの
- ハ 初期粒径が体積メディアン径で50ミクロン未満の飛沫を液体搭載装置から2リットル毎分超の割合で散布できる装置に使用するように設計したエアゾール発生装置

3の2
(解釈)

原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子	原料として用いることができる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子をいう。
ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであつて、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。
アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス	Andean potato latent virusをいう。
水胞性口炎ウイルス	Vesicular stomatitis virusをいう。
テックロウイルス	Choclo virusをいう。
ハンタンウ	Hantaan virusをいう。

51

〈解釈〉

イルス	
ブタエンテロウイルス9型	別名豚水胞病ウイルスともいう。
ポテト・スピンドル・チュパー・ウィロイド	Potato spindle tuber viroidをいう。
リッサウイルス属のウイルス	狂犬病ウイルス、ラゴスコウモリウイルス、モコラウイルス、ドゥベンヘイジウイルス、ヨーロッパコウモリリッサウイルス1、ヨーロッパコウモリリッサウイルス2、オーストラリアコウモリリッサウイルスをいう。
ルヨウイルス	Lujo virusをいう。
貨物等省令第2条の2第1項第二号中のウェルシュ菌	イプシロン毒素を産出するウェルシュ菌の株のみが規制対象であり、食品の試験及び品質管理のために用いられるウェルシュ菌株は除く。
牛肺疫菌（小コロニー型）	Mycoplasma mycoides subspecies mycoides SC (small colony) をいう。
志賀赤痢菌	Shigella dysenteriaeをいう。
山羊伝染性胸膜肺炎菌 F38株	Mycoplasma capricolum subspecies capripneumoniae (strain F38) をいう。
コノトキシ	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
ジアセトキシシルベ	別名デアセトキシシルベノール毒素ともいう。

(解釈)

ノール毒素 ペロ毒素及 び志賀毒素 様リボゾー ム不活化蛋 白質	Verotoxin and shiga-like ribosome inactivating proteinsをいう。
ボツリヌス 毒素	次の全てに該当するものを除く。 イ 医師による権限の下で、試験及び人に対する投与のために設計された製剤 ロ 発送するために事前に包装された臨床用の薬剤又は試薬 ハ 政府の販売の許可を受けた臨床用の薬剤又は試薬
クラビバク ター・ミシ ガネンシス 重種セペド ニカス	ジャガイモ輪腐病の病原菌 <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>sepedonicus</i> をいう。
コクシジオ イデス・イ ミチス	<i>Coccidioides immitis</i> をいう。
コクシジオ イデス・ポ サダシ	<i>Coccidioides posadasii</i> をいう。
コクリオボ ールス・ミ ヤベアヌス	イネごま葉枯病の病原菌 <i>Cochliobolus miyabeanus</i> をいう。
コレトリク ム・カー ハワイ	コーヒー炭疽病の病原菌 <i>Colletotrichum kahawae</i> をいう。
ザントモナ ス・アクソ ノポディス ・パソパー ・シトリ	柑橘かいよう病の病原菌 <i>Xanthomonas axonopodis</i> pv. <i>citri</i> をいう。

三
う
じ

〈解釈〉	ザントモナス・アルビリネアンス	サトウキビ白すじ病の病原菌 <i>Xanthomonas albilineans</i> をいう。
	ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌 <i>Xanthomonas oryzae</i> pv. <i>oryzae</i> をいう。
	シンキトリウム・エンドビオチクム	ジャガイモがんしゅ病の病原菌 <i>Synchytrium endobioticum</i> をいう。
	スクレロフトラ・ライシアエ・バラエティー・ゼアエ	<i>Sclerophthorarayssiae</i> var. <i>zeae</i> をいう。
	セカフォラ・ソラニ	じゃがいも smut 病の病原菌 <i>Thecaphora solani</i> をいう。
	チレチア・インディカ	カルナール黒穂病の病原菌 <i>Tilletia indica</i> をいう。
	プクシニア・グラミニス種グラミニス・バラエティー・グラミニス	ムギ類の黒さび病の病原菌 <i>Puccinia graminis</i> をいう。
	プクシニア・ストリイフォルミス	ムギ類の黄さび病の病原菌 <i>Puccinia striiformis</i> をいう。
	ペロノスクレロスポラ・フィリピンシス	サトウキビべと病の病原菌 <i>Peronosclerospora philippinensis</i> をいう。
	マグナポルテ・オリゼ	イネいもち病の病原菌 <i>Magnaporthe oryzae</i> をいう。
	マイクロシクルス・ウレイ	パラゴムノキ南米葉枯病の病原菌 <i>Microcyclus ulei</i> をいう。
	ラルストニア・ソラナ	青枯病の病原菌 <i>Ralstonia solanacearum</i> , races 3, biovar 2 をいう。

(解釈)

セアルム・
レース 3 及
び次亜種 2

核酸の塩基
配列

次のいずれかに該当する微生物の病原性を発現させる核酸の塩基配列をいう。

イ 核酸の塩基配列又は核酸の塩基配列を転写又は翻訳した生産物を通じて、人、動物又は植物の健康に重大な危害を加えるもの

ロ 塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、微生物又はその他の生物における人、動物又は植物の健康に重大な危害を加える能力を高めるもの

病原性を発
現させるも
の

病原性についての遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

第三号若し
くは第四号
に該当する
ものを産生
させる核酸
の塩基配列

第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。

遺 伝 子

遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。

腸管出血性大腸菌（血清型 O157
又は他のベロ毒素産生株）の病
原性を発現させる核酸の塩基配
列であって、ベロ毒素又はその
サブユニットの遺伝子情報を持
たない核酸の塩基配列を除く。

遺伝子を改
変した生物

核酸の塩基配列が交配又は天然の組み換えによって、自然に生じない方法で改変された生物（これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。）をいう。

腸管出血性大腸菌（血清型 O157
又は他のベロ毒素産生株）の病
原性を発現させる核酸の塩基配
列であって、ベロ毒素又はその
サブユニットの遺伝子情報を持
たない核酸の塩基配列を除く。

開発、製造
若しくは散
布に用いら

開発、製造若しくは散布に用いることができる装置をいう。

③

〈 解 釈 〉	れる装置	
物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
物理的封じ込めのレベルが P 3 又は P 4 である施設用の装置	クラスーⅢ安全キャビネットを含む。	
クラスーⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ	軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。	
発 酵 槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
培 養 容 器	発酵槽に組み込まれる容器単体をいう。	
使い捨て培養容器	一回限りの使用（装置本体に取り付け、培養のために使用した後、当該培養容器を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。	
収 容 装 置	密閉式の使い捨て式培養容器を、収容、保持又は固定するものをいう。	
パラメーター	発酵槽の運転温度、pH、栄養成分濃度、かくはん条件、溶存酸素量、通気条件、泡沫制御を含む。	
遠心分離機	デカンターを含む。	
流 量	遠心分離機の流入口での流量をいう。	
クロスフロー過用の装置	供給液を膜面に沿って流し、透過液が供給液を直角方向に流れる過方法を用いたものをいう。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 血液の浄化を行うために専

〈解釈〉

		用に設計したもの ロ 次の全てに該当する部分品のみをろ過用の部分品として用いたもの (一) 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの (二) 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの (三) 供給液の供給口がある側の方向と透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向と供給液の排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にないろ過構造になっているもの
滅菌又は殺菌をすることができるもの	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。	当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。
使い捨ての部分品	一回限りの使用（装置本体に取り付け、ろ過のために使用した後、当該部分品を取り外すまでの使用をいう。）で使い捨てるものであって、装置本体から取り外した状態で滅菌又は殺菌をした後、再度使用することのできないもの（取り外した後、そのまま廃棄するものを含む。）をいう。	
貨物等省令第2条の2第2項第四号の二中の部分品		次の全てに該当するものを除く。 イ 供給液を中空系の外側に流し、透過液が中空系の内側に流れるろ過方法を用いたもの ロ 中空系について、供給液の供給口がある側の端が閉じられているもの ハ 供給液の供給口がある側の

(解釈)		方向及び透過液の排出される方向が一直線上にありかつ供給液の供給口がある側の方向及び排出口又は廃棄口がある側の方向が一直線上にない構造になっているもの
24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力		水を基準物質とし、内部の圧力を13パスカルに保持した状態における能力をいう。
水分蒸発量		1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。
最小の部分品の変更		噴霧ノズルの交換を含む。
平均粒子径		レーザー回折により測定したものをいう。
物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置		物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。
衣 服		フードと一体のものをいう。
粒子状物質の吸入の試験用の装置		実験動物等に試験する物質を主に呼吸器を通して投与し、生体への影響を観察するための装置をいう。
噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品		伝染性のエアゾールの形態で生物剤を散布することができないものは含まない。
粒 径		ドップラーレーザー法又は前方型レーザー回折法のいずれかで測定したものとする。
体積メディアン径		VMD (Volume Medium Diameter) をいう。
エアゾール発生装置		ノズル、回転ドラム方式のアトマイザー又は類似の装置であつて、航空機に搭載するよう設計又は改造した装置をいう。
事 項	規制対象地域	少 額 特 例
内 容	(1項許可) 全 地 域	な し